

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.006

処 分 名	竹木の流送の許可等
処 分 の 概 要	竹木の流送等の禁止、制限又は許可
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 28 条
審 査 基 準	「舟若しくはいかだの通行の規制」と「竹木の流送の規制」を河川管理者が条例で定めた区域で、規制するものであり、春日部市では、条例で定めた区域がないため、審査基準を設定しません。
標準処理期間	実績がなく将来にも申請が見込めないため、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■河川法

第二十八条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。